

## 大阪府特別職報酬等審議会 議事概要（第9回）

日時 平成23年8月4日（木）10時～11時50分

場所 大阪府公館

出席者 池田会長、渡部会長代理、大久保委員、岡本委員、立野委員、中村委員、橋本委員  
（大阪府：審議会事務局）岩田人事室長、谷副理事、太田企画厚生課長 ほか

傍聴者 1名

（議事概要）

○行政委員報酬の水準について（資料番号1、6）

（事務局から配布資料についての説明）

（意見交換要旨）

- 司法判断については、大津地裁の判決が大阪高裁で変更になり、その内容は最高裁で係属中。司法判断は最高裁としていずれきちんとした形で示されるので、しっかりした議論はその後ということでも可能なので、暫定的に2年ということとして、判決が出た後で冷静な議論をするということもあると思う。
- 勤務日数で5日というのは何か根拠があるのか。  
→先般のヒアリング時に提出された資料から全委員会の委員の活動日数を平均すると、月あたり約5日となる。
- 教育委員会の2.7日から労働委員会の公益委員の9.0日までである。日額の方が妥当だと思うが、訴訟のことを考えて月額、日額の併用と考えていた。一定の方には一定の報酬が必要だと思うので、日額で乙案を賛成したい。公安委員会、労働委員会は例外とすることでよいのでは。
- 日額として、実働に基づいて支給される方がよいと思う。また、金額も35,000円でいいと思う。
- 報酬額を減額するとなり手の問題もあるが、1期または2期と条例や規則で明記すれば対応可能ではないか。
- 現状では3期ぐらいされている委員会が多いと思うが、任期の制限はないのか。  
→制限はない。
- 委員会の活性化からの観点からも、任期について制限する方がよいのでは。
- 労働委員会などは、専門性が必要であり、案件も複雑多岐にわたっているので、1期では短いし、長すぎるのはいけないが、2期から3期が妥当と考えているが、全てが一律なのはなかなか難しいのではないか。
- 乙案で賛成だが、任期の制限を付けるのは反対。なぜなら、去就については委員自らが判断すべきものであるから。
- 行政委員には若い人から選ぶべきでは。そうすれば職業を持っているので、生計を立てられる。人選を見ると、リタイアされた方が多いような気がする。そうになると、報酬が生計のウエイトを占めてしまうのでは。
- 行政委員会とは何かという問いに対してきちんと答えられたのは労働委員会だけであった。また、行政からの中立性を考えると、監査委員に議員からの就任するのは

必要ないのでは。元議員や元職員は委員から排除すべき。

- 乙案をベースにという意見が大勢。月額にする委員会をどこにするのか。さらに、勤務日数を5日とするのか8日とするのか。また上限を設けるのかどうか。
- 公安委員会と労働委員会を月額とするなら、ヒアリングの結果等を踏まえると、案2である8日だと思う。
- 上限を設けるのであれば、全ての委員会を一律に日額にすればいいのでは。
- 月額にしようとしている公安委員会や労働委員会はかなりご多忙だったので、全て日額として透明性を高めて、多忙であり業務のウエイトが高い委員会は、ほぼ毎月上限という形で支給することが、府民から見ても分かりやすいのでは。
- 上限を案1にするか案2にするかという点ではどうか。
- 単価を思い切って下げることからすると、案2の額でもよいのでは。委員の額は、国の非常勤職員の限度額よりも低く、厳しい数字であるのでよいと思う。
- 乙案で一律日額とし、委員長は日額 42,000 円、委員は日額 35,000 円。  
→委員会間では単価は一律だが、委員会内の単価差については職務の違いがある場合は、現行の差をもとに反映することも検討。
- 任期の件と監査委員の議員選任についての意見は、答申の中で意見として明記することで検討する。

#### ○議員報酬の水準について（資料番号 2、4～5）

- 議員報酬及び知事等給料については、2段階方式ということで、まずあるべき水準ということで職務に応じた報酬等の額を決め、第二段階で財政状況や震災等の対応のための一定の削減の必要性については、自立的にご判断いただくということで前回決まったところ。本日はその方向性をもとに具体的な水準を決めていくもの。

（事務局から配布資料についての説明：資料番号2～6）

（意見交換要旨）

- 議員報酬の資料に政務調査費が入っていないのはなぜか。
- 知事からの諮問事項の中には政務調査費はそもそも入っていない。しかし、審議会に出ている意見については、答申に盛り込むということにした。知事の諮問に対する数字ということであれば、資料記載のもの。
- 現在の政務調査費を含んだ、2,253万円の半額である 1,130 万円にすべき。政務調査費は制度上 708 万円であるので、報酬部分でいうと、1,545 万円の 2 分の 1 である 773 万円とすべき。
- 私は案1である。政務調査費は限度額まで使う人とそうでない人もあるので、議員報酬は 10%削減することとして、期末手当で見直していくべきでは。
- 前回、次長級の水準を発言したので、案1である。その際、政務調査費を含めたトータルでという意見だったが、答申に求められている部分でいうと、政務調査費については言及するにとどめるというスタンスである。
- 基本的には案1だが、期末手当に関して、今の財政状況を反映して、もう少し削減してもよいのではないか。もちろん府の財政状態が良くなれば従来どおりということで問題はないと思うが、そういったものでもう少し努力いただければと思う。
- 期末手当の削減は、前回、私が発言したもの。私としては、期末手当だけを削減し

て、それ以外の部分は独自にご判断いただいてはどうか。

- 案1だと23.7%の削減になるが、今でも30%カットをしているので、今より手取りベースでは増えることについてどう考えるか。
- ただ、今のカットは1年間の時限措置であるので、議員の中では、1年後のことも考えてカットされていると思う。
- 期末手当の部分を議会にご判断いただくことになると、現状維持ということも考えられるのでは。
- 私も案1ベースの考え。この考え方の答申を出し、みなさん方どうですかと。ある意味、府議会の議員のみなさま方の見識を問うようなことも必要。全て審議会が決めてしまうのではなく、議会の中で府民代表に対する考え方ということを議会に問うということによいのでは。また、本当は政務調査費を含んだ年収ベースに組み込んだ形で考えるべきではあるが、限られた期間で全て結論を出すのは難しいと思う。政務調査費については、答申に付記する形によいと思う。
- 期末手当は民間で言うと業績連動の部分。会社の業績が良ければ上がるし、そうでなければ下がるということがトレンドであるので、府議会のみなさまも合わせていただくということが、ものの一つの考え方ではないか。
- 特別職は指導者の立場。行政の失敗を自認していただく必要があるのでは。そのためには、当然、期末手当はなくなって当然。
- 特別職は、こうした手当で生活している一般の職員とは全く違うものである。府議会議員の見識に委ねるということではなく、最初から期末手当はゼロにすべき。どこまでも責任は特別職の方にあると思う。
- 総額だけを見ると、一般の水準から言うと期末手当がゼロというのは賛同したい。ただ、財政状態を理由にゼロにするというのなら、どんな状態に好転すれば支給するということを決めずに果たしてできるものなのか。
- 時限的にするならば、あらためてその時に議論すればいいのでは。
- 案1として期末手当を削減する場合、年収を維持し、期末手当分を報酬月額の方に持っていく形で激変緩和ということではどうか。
- 答申としては案1として、期末手当についてはゼロや半減といった意見があったと付記する形とする。
- 事務局として確認すべき事項はあるか。  
→案1とする場合、何をよりどころとしてこの案になったのかということを経営のみなさまにお聞きしておきたい。
- 本庁の次長クラスというところの哲学は何か。
- 議員のやっていることと、職員の役職者がやっていることは同レベルでは比較できないもの。部長と課長の間というところはあくまで感覚的なものである。職務の中での理由というのは難しいと思う。前回は発言したが、一般の府民の生活水準や年収などから見ても、おおむね1,000万円というのは普通では難しい話であって、議員さんにご苦労もいただいている多忙ではあるかと思うが、1,000万円あればかなり仕事ができるのではないかと。生活者としての基本的な感覚として申し上げたもの。
- 職員の給料と特別職である議員の報酬というのは、あまり関係ないように思う。実

質労務でいうと、議員は半年、職員は一年間働く。それと同じようにというのは少し違うと思う。議員の仕事の内容、職責の重さで報酬は決まってくるもの。それから言うと府民感覚では、期末手当が非常に分かりにくい部分。報酬の月額部分はある程度、生活給の部分もあるので必要かと思う。期末手当をゼロにすると厳しい数字になると思うので、2分の1の減額ぐらいではないか。

- 賞与は、賃金後払い説と利益分配説とがあるので、それで半分ということを理論付けただけならば、半分は正当化するのではないか。
- 地方議会議員年金制度の廃止に伴う議員負担金である150万円ぐらいは軽減されるはず。そういうことには全く触れていない。そうしたことも考慮すれば、期末手当を50%削減しても厳しいというものではない。
- 事務局としてさらに確認しておくべきことはないか。  
→従来報酬審では、お示した案でいうと案3の考え方であり、職員の給与改定率を参考にして水準を決めてきた。今回は、本庁次長の水準を発射台とするということだが、これまでの報酬審で決めてきた額というのを根底から覆すもの。その場合には相当のロジックが必要。今後、答申を受けて条例案を出す場合には、説明責任が求められるので、説得力を持った説明が必要。本来のあるべき水準はどのような考え方で成り立っているのか、きちんとした説明原理が必要。
- 例えば、府の部長に上がるにはかなりの年齢になると思う。今回の改選ではかなり若い人が議員になっている。議員は特別職なので、職員と同じように考えるのは、今回は変えるべき。
- 一番最初に知事から諮問された際に、あるべき論ということで、今までのタブーを破って論議していただきたいということを受けて我々はこれまで議論してきた。その上で、世界との比較検討などをした上で案1になったというのが本来のロジックでは。半減という意見もある中で、生活給的なことも必要だということで、案1になってきたと率直に説明いただければよい。生活給的な観点や議員のなり手の問題もあり、1,000万円は必要だということだと思し、そういうロジックで議会に説明しても何らおかしくはない。
- 案1が審議会としての意見になりそう。事務局として何かないか。  
→事務局で案1の理屈を整理し、次回までに内容を確認いただきたい。
- 地方議会議員年金制度の廃止に伴う議員負担金である150万円ぐらいは軽減されていることについて必ず言及してほしい。

### ○知事等給料の水準について（資料番号3）

（意見交換要旨）

- あるべき論で言うと、知事は現行水準の3分の1というのが私の持論。
- 団体を代表して出席しているが、府からの助成金を今年度からカットされた。そのことで、従業員の給料を半分にしても賄えない状況。
- 今の発言は二段階目の政治的に自ら判断する部分と認識。
- 議員報酬との関係からすると、副知事の場合は案1になる。知事は、非常に判断が難しい。期末手当をどうするかという問題が出てくる。
- 案1でいいと思う。現在、30%カットしているので、総額が今より増えるので、

知事には厳しい数字を呑んでもらう必要があるのでは。

→議員報酬については、1年間の時限措置でカットしているが、知事については3年間の特例条例ということでカットをしている。今のままで報酬を改定すると、その額に単純に30%のカットがかかる状況。

- 府議会議員よりも知事の方が格段に責任と権限が大きいので、負担も大きくあるべきでは。
- 知事は30%カットが継続されるので、案1とした上で、期末手当は減額していただくということでどうか。減額率は、知事30%、副知事20%。
- 案1をベースに答申する方向とする。
- 議員に過大な負担を求めるのであれば、知事は3分の1のカット、副知事は4分の1のカットをすべきであると、少数意見として入れてほしい。
- 答申案作成にあたっての確認事項はあるか。  
→知事の部分については、財政状況を考慮した2段階方式ということで行うということによいか。議員報酬の部分はかなり水準が低くなるので、それ以上のカットというのは、議会の方でなお財政状況を考えてというのはつらいと思う。特別職の中で議員と知事でロジックが異なることになる。
- 議員と知事のロジックが異なるということで、答申が結果的として反故にされるというリスクについての言及かと思う。
- 知事も議員と同じように、それ以上に負担していただくべき。知事に理解していただいて、現状以上に負担していただくのが首長としての意気込みではないか。
- 仮に議員が期末手当を半減ということなら、知事は期末手当を60%カットすることになるのでは。
- 0%カットから全額カットまで政治判断に委ねるということで、前回まとめた。  
→あるべき水準ということであれば、議員報酬、知事等給料とも案1の額で答申を作成するが、議会の見識や知事の意気込みの部分については、どの程度、カットするのかという理屈がない部分でもある。審議会としてのさまざまな意見が出たということは記載できるが、何%までカットしてこの額にすべきという答申が出たとすると、果たしてそこまで議会や知事が受け止められるのだろうか。
- 二段階目の書き振りとして、議員の期末手当の部分については、識見を問うということでもいいのでは。
- 前回も発言したが、今後10年ぐらいいは使えるものにしないと、橋下知事のパーソナリティーに引っ張られて決めるのはよくない。

#### ○答申（案）について（資料番号7）

- 一般的な答申では、せいぜいA4で2～3枚程度。やや書きすぎでは。
- 多様な意見が出たことを答申に反映させるため、会長から指示したもの。
- 一元主義に書かれている部分は触れないぐらいの方がよいのでは。  
→それに関連する部分は削除する。
- 過去の審議会資料では、府大の学長の給料が出ていたが今は出ていない。何か理由があるのか。  
→大学の学長や病院の院長は、以前は一番給料が高かったが、現在、独立行政法人

ができて府の組織から外れていること。また、それらの人は当時、指定職給料表を適用していたが、平成 18 年度の給与構造改革でかなり水準が高いということで、行政職給料表に切り替えたのでこうした例から外れたもの。

- 資料番号 7 で事務局から特にご説明するところがあるか。  
→ 本日の議論を踏まえ、資料番号 7 である答申（案）の記載内容の修正が必要。特に 2～3 ページに記載の報酬改定の実施日が、お配りの資料には記載できていないので、実施日についてご意見をいただければと思う。
- 事務局として案はありますか。  
→ 特例条例から考えると、議員報酬は来年の 3 月までということなので、来年 4 月からということであれば、水準が変わった中でスタートできると考えている。仮に今年度内からということになると、水準を下げた上で、特例条例の 3 割カットとの関係をどうするかということもある。
- 来年の 4 月 1 日からの実施が共通の認識ということでよいのでは。

#### ○その他

- 平成 16 年の答申の中で、原則として 2 年ごとに審議会を開催して、特別職の報酬等の改定の必要性を審議するとのご指摘をいただいている。この間、結果としてこの要請に答えられていなかったこともあり、この点についても事務局の考え方を整理した上で、次回の審議会では答申文案に組み込むかどうかご審議いただきたいと考えている。
- また、諮問の中での積み残しの部分もあるので、それについての審議日程についても事務局で検討いただきたい。
- 次回会議は、8 月 18 日（木）午前 10 時からの予定。